

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年 2月22日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第3号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第1条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の派遣) 第2条 (略) 2 (略) (1)・(2) (略) (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(企業長が定める職員を除く。) (4)・(5) (略) (委任) 第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に <u>関し</u> 必要な事項は、規則で定める。	(職員の派遣) 第2条 (略) 2 (略) (1)・(2) (略) (3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員(企業長が定める職員を除く。) (4)・(5) (略) (委任) 第6条 この条例の施行に <u>ついて</u> 必要な事項は、規則で定める。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公表)</p> <p>第2条 企業長は、毎年11月末日までに、前年度における職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>(1)―(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(公表)</p> <p>第2条 企業長は、毎年11月末日までに、前年度における職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>(1)―(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。